

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の申請等について

学生の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、アルバイト収入の大幅な減少などにより、修学の継続が困難な学生に対して、昨年度に引き続き、緊急的に給付金（学生等の学びを継続するための緊急給付金）の支給が実施されることとなりました（令和3年12月20日に令和3年度補正予算成立）。

支給要件に合致する学生は、以下のとおり申請を受付しますので、「申請の手引き」をよく確認のうえ、大学事務局まで申請書類を提出してください。

なお、推薦者数には限りがありますので、申請を希望する学生は、早めに申請書類を提出するようお願いします。

また、この給付金は、学生に一律に支給されるものではなく、支給要件を満たす学生に対して支給されるものであることから、虚偽の申告や不正な手段による受給は絶対にやめてください。

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学生で、12月10日に給付奨学金が指定口座に振り込まれている学生は、自動的に支給されるため申請は不要です。

ただし、受給拒否又は振込口座の変更を希望する場合は、別途提出書類があるため、事務局に申し出てください。 ※2022年1月5日（水）17時まで

【対象者】

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生で、新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入に影響を受けているなど、修学の継続が困難になっている学生

【給付額】

10万円

【申請受付期間】

2021年12月22日（水）～2022年1月13日（木）17時 ※厳守

【申請書類】

- ・学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書（様式1） ※両面印刷
- ・「誓約書」（様式2）
- ・その他支給要件を満たすことを証明する書類

自分が支給要件に該当するかどうか分からない学生は、書類を準備する前で構いませんので、事務局教務・学生チームまでお問い合わせください。また、提出前には、申請書類に不備がないか各自で必ずご確認ください。